

名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事案の審査及び把握の方法)

第2条 要綱第3条第1項の審査は、第8条第1項に掲げる本市の組織の課室公所の長（事情聴取を行わない場合にあっては、これに相当する職にある者）が行うものとする。

2 要綱第3条第3項の場合における指名停止措置の対象となる事案の把握は、名古屋市指名停止要領（平成18年17財監第75号）（以下「指名停止要領」という。）第2に基づいて行う。

(注意の基準等)

第3条 要綱第4条に規定する文書又は口頭による注意（以下「注意」という。）については、おおむね別表に掲げるところを基準として行うものとする。

(文書注意の方法等)

第4条 要綱第4条に規定する文書による注意（以下「文書注意」という。）を行う場合における注意文書は、第1号様式を基本とし、必要に応じて修正を加えて作成するものとする。

2 文書注意は、総括監督員が受注者の現場代理人等に注意文書を手交することにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由によりこれによりがたい場合は、郵便の方法により注意文書を送付することによって行うものとする。

3 文書注意の施行日は、前項の規定による注意文書の手交の日とする。ただし、前項但し書きの規定により送付した場合は、当該送付の日とする。

4 第2項ただし書きの規定により注意文書を送付した場合において、受取人が受け取りの拒否をした場合は、当該注意文書が到達したものとみなす。

5 第2項ただし書きの規定により注意文書を送付した場合において、所在不明その他の理由により当該文書が返送された場合は、当該注意文書に係る注意がなされたものとみなす。

(口頭注意の方法等)

第5条 要綱第4条に規定する口頭による注意（以下「口頭注意」という。）は、総括監督員が受注者の現場代理人等に口頭で注意することにより行うものとする。

ただし、これによりがたい場合、総括監督員以外の者が口頭で注意することが相当であると認める場合、その他必要があると認めるときは、別の方法により口頭注意を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者の現場代理人等が総括監督員の呼び出しに応じない等、口頭での注意ができない場合は、口頭注意があったものとみなす。

(注意の期間等)

第6条 注意は、原則として、当該注意の原因となる公衆損害事故等の発生後速やかに行うものとする。ただし、受注者から事故の報告がなされない場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 注意は、当該注意の原因となる公衆損害事故等が発生した工事又は委託の完了日の属する年度の末日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、当該注意の対象となる受注者が公衆損害事故等の報告をしなかった場合、事故の結果が重大なものである場合その他本文に規定する期間内に行うことができないやむを得ない事由がある場合で、要綱第7条に規定する審査委員会の決定があったときは、この限りでない。

(一事不再理)

第7条 既になされた指名停止又は注意の措置について、その措置の原因となる公衆損害事故等に関して別表に掲げる基準に合致する新たな事実が判明した場合は、次項の場合を除き、新たに指名停止又は注意の措置は行わない。

- 2 前項の場合において、新たに判明した事実が特に重大な結果であるとき、受注者が故意又は重大な過失によりその事実を報告しなかったとき、その他受注者の悪質な行為により事実が判明しなかったと認められるときは、同項の規定にかかわらず、改めて措置を行うことができる。

(事情聴取)

第8条 要綱第5条に規定する事情聴取は会議の形式により行うものとし、受注者の現場代理人等のほか、原則として技術指導課、総務課、関係事業課及び監督課公所の職員により、事故の事案を把握した後速やかに行うものとする。ただし、被害者への補償対応等に時間を要する場合にはその完了をもって行うこともできる。

- 2 前項ただし書きの場合において、その補償対応等に相当の時間が必要である場合は、当該補償対応等の完了前に事情聴取を行うものとする。この場合において、当該補償対応等に関しては、受注者に別に報告を求めるものとし、必要があると認めるときは、当該報告のあった後に措置の内容を決定するものとする。

- 3 事情聴取の事務については、日時及び場所の設定並びに資料の準備は所管事業課、司会進行は総務課及び技術指導課、受注者との連絡調整は監督担当所属が行うものとする。
- 4 事情聴取の会議には、原則として受注者（第6号の資料は本市の監督員）から次に掲げる資料（写し）を提出させるものとする。
 - （1）事故報告書
 - （2）事故の状況のわかる写真、図面等
 - （3）診断書、医療記録等負傷の内容のわかるもの（負傷者のある場合に限る。）
 - （4）見積書、請求書等損害の内容のわかるもの（物的損害のある場合に限る。）
 - （5）その他事故の状況のわかる資料
 - （6）契約書又は請書（変更契約のある場合は、当該変更契約に係るものも含む。）
- 5 事情聴取の会議の議事は、原則として、まず、受注者の現場代理人等から現場事故の内容、事故後の措置、事故の再発防止等について説明させたのち、質疑応答の形式で行うものとする。

（苦情申立の方法等）

- 第9条 要綱第6条に規定する苦情申立は、苦情申立書（第2号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、これと同様の内容が記載されている書面であれば、別の様式によることもできるものとする。
- 2 要綱第7条に規定する再苦情申し立ては、再苦情申立書（第3号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、これと同様の内容が記載されている書面であれば、別の様式によることもできるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

別表

文書注意	次のいずれかに該当する場合 (1) 現場事故の原因が、専ら受注者の安全管理の不備であると認められる場合 (2) 現場事故が、約款、仕様書その他契約関係図書に定めるところに違反し、又は本市の監督員の指示に従わなかったことが原因で生じたと認められる場合 (3) その他一般的な安全対策が行われておらず、生じた現場事故が予見可能であったと認められる場合
口頭注意	次のいずれかに該当する場合 (1) 受注者の安全管理に不備は認められるが、自然災害、第三者の介入等、現場事故の原因が複合的であり、当該事故の原因が受注者のみにあると認めるには至らない場合 (2) 本市の施設自体に不備が認められ、当該不備が現場事故の原因の一因になっていると認められる場合 (3) 現場事故が結果的に受注者の安全管理の不備に帰するものとは認められるが、一般的な安全対策は行われていたと認められる場合

第 1 号様式

年 月 日

(所在地)

(受注者名)

(代表者名)

(総括監督員名)

公衆損害事故
契約関係者事故 の発生について

このたび、貴社は本市発注の「(契約件名)」の 年 月 日の作業において、公衆損害事故(契約関係者事故)を発生させた。

この事故は、受託業者(請負業者)として貴社が作業現場において本来取るべき安全対策に不備があったことが主な原因である。結果として、このような事故が発生したことは、受託業者(請負業者)として安全管理の措置が十分なものでなかったと判断せざるを得ず、誠に遺憾である。

今後の業務履行にあたっては、より一層適切な安全管理に努めることを強く要請するとともに、名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱第4条の規定に基づき、ここに本文書をもって厳重に注意する。

※ この注意に不服がある場合は、名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱第6条第1項に規定する期間内に、緑政土木局長に対して、書面により苦情を申し立てることができます。

第2号様式

苦情申立書

緑政土木局長 宛て

(所在地)
(受注者名)
(代表者名)

下記の件について、名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱第6条第1項の規定による苦情を申し立てます。

記

1 案件名
(契約件名)

2 注意の内容

(1) 文書又は口頭の別 文書 口頭 (該当する方に○印を付してください。)

(2) 注意を受けた日 年 月 日
(注意を受けた日付を記入してください。)

3 苦情の内容

第3号様式

再 苦 情 申 立 書

緑政土木局長 宛て

(所在地)
(受注者名)
(代表者名)

下記の件について、名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱第7条の規定による再苦情を申し立てます。

記

- 1 案件名
(契約件名)
- 2 苦情申立に対する回答の日 (該当する方に○印を付してください。)

 年 月 日
(回答を受領した日を記入してください。)

- 3 再苦情の内容